

産業医活動に関する二つの提言と国の方針



新潟県医師会

理事 中 平 浩 人

日頃から産業医活動に尽力いただき感謝申し上げます。今後の産業医活動に関する官民情報をお伝えします。

2024年4月に日本医師会産業保健委員会が「認定産業医制度のあり方と新しい化学物質管理における産業医の役割」、同年8月に日本産業衛生学会政策法制度委員会が「産業保健サービスを小規模事業場（従業員50人未満）へ提供するために」と題する提言を発表しました。また、厚生労働省が次年度の産業保健の方針を示しました。共通するキーワードは「中小規模事業場」です。

1. 日本医師会産業保健委員会の提言

高齢化する働く人々の健康課題への対応が一層重要であり、多くの中小規模事業場に関与する産業医の役割は益々重要となり、特に事後措置は、職場や作業を理解している産業医にしかできない職務であると述べています。そのため、認定産業医制度のさらなる充実と強化により産業医の資質と社会的評価の向上に繋げようと、以下の提言が発信されました。

- 1) 産業医学研修の機会確保
- 2) 生涯研修の内容改善
- 3) 認定産業医に求められる資質
- 4) 認定産業医のスキルアップと更新要件
- 5) 法令説明に関するオンデマンド研修
- 6) 認定産業医制度のデジタル化

3)では、産業医は労働者と事業者の関係を維持し、前者が健康被害を受けぬよう適切な勧告等を行うことが求められています。4)では、作業環境管理や作業管理等に関する研修の最低1単位の修了、毎年度1単位以上の受講や更新前2年間に1単位以上の受講等が検討されます。

また、近年の産業保健課題として、小規模事業場への産業保健の支援と地域産業保健センター（地産保）の活動制限の影響を挙げ、地産保による支援を強化し、メンタルヘルス対策等を充実させる予算確保が必須であるとしています。

2. 日本産業衛生学会 政策法制度委員会の提言

労働者の6割近くが働く50人未満の事業場における産業保健の充実が喫緊の課題であることから、国及び関係団体の協働及び法令に基づく産業保健体制の再構築と各種専門職の活用を主張し、

取組として以下を挙げています。

- 1) 産業保健分野全体における自律的管理の推進
- 2) チームで機能するための法令関係の整備
- 3) 産業医の活用の促進
- 4) 産業保健看護職の活用促進と法整備
- 5) 事業場内外における産業衛生技術職の機能の強化
- 6) 外部専門家による指導・助言を受ける仕組みの確立
- 7) ICTなどの最新技術の活用による業務の効率化の促進
- 8) 助成、支援制度の整備・充実

1)は、筆者も草案へ意見を求められ、「自律管理型の連鎖的拡大が重要」と意見しました。法順守型から自律管理型へ変わる機運を、化学物質の自律的管理を機に広げることが重要であり、産業保健専門職チーム、特に産業医の関りを高めるとしています。3)では、地産保登録産業医増員及びその役割強化と機能拡充を求めています。産業医の偏在や勤務医の時間制限も懸念され、産業医の掘起こしやマッチング及び新技術による産業医業務効率化が必要としています。

3. 厚生労働省の方針

今般、小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業が示されました。これは、地産保が30～49人の小規模事業場における産業医活動を支援する、という事業です。支援とは、登録産業医のマッチング支援及び登録産業医によるパッケージ支援です。また、ストレスチェック制度を50人未満の事業場へも義務化し、高ストレス者面接指導を地産保が支援するとされています。

以上から、もう一つの共通キーワードが「地産保」とわかります。しかし、現行の地産保に今以上の任務を追加するのは難題です。地産保の拡充はもちろん、行政、労使団体、保険者及び労働衛生組織が全県的なネットワークを形成して地域・職域連携を推進し、中小規模事業場に多角的に関与して地産保を補充する構図が有効です。新潟県は、今年度から地域・職域連携活動の地域差を解消する計画です。県医師会は、全県的ネットワーク構築を支援していきます。